

令和7年12月期 期末・勤勉手当における 共済掛金等の算定方法について

令和7年12月期の期末・勤勉手当における共済掛金・保険料の算定方法について、お知らせします。

期末・勤勉手当に係る共済掛金は、「標準期末手当等の額(期末手当等支給額から1,000円未満を切り捨てた額)」を算定基礎とし、この「標準期末手当等の額」に下表の掛金率を乗じて算出します。

(「標準期末手当等の額」の決定においては、毎月の給与から控除している掛金の算定基礎である「標準報酬月額・等級」を用いません。)

【保険料・掛金率】

単位:千分率(%)

区分	令和7年度 掛金率	
	一般組合員	短期組合員
長期給付	厚生年金保険料	91.50 ※1
	退職等年金掛金	7.50
短期給付	短期掛金 ※2	56.82
	介護掛金 ※3	8.30
掛金率 計	155.82	56.82
掛金率 計 (40歳以上65歳未満)	164.12	65.12
後期高齢者医療被保険者(75歳以上)	10.02 ※4	2.52 ※5

※1 厚生年金保険料は70歳未満の組合員の方に納めていただきます。

※2 短期掛金には、育児・介護休業手当金及び保健事業に係る掛金率が含まれています。

※3 介護掛金は、介護保険第2号被保険者(市町村に住所を有する40歳以上65歳未満の方)である組合員の方が対象となります(40歳に達した月(1日生まれの方は前月)の分から65歳に達した月の前月(1日生まれの方は前々月)の分まで)。

※4 退職等年金掛金及び育児・介護休業手当金に係る掛金率を適用します。

※5 育児・介護休業手当金に係る掛金率のみ適用します。

【上限額があります】

「標準期末手当等の額」には、次の上限額が設定されています。

長期給付	1支給期につき150万円	一般組合員 (長期給付・短期給付)
短期給付	年度累計で573万円	短期組合員 (短期給付)

計算例

標準期末手当等の額 × 保険料・掛金率(端数切捨て)

【一般組合員】

期末・勤勉手当の額994,069円の場合

→標準期末手当等の額994,000円(支給額から1,000円未満を切り捨てて、決定します。)

- ① 厚生年金保険料 90,951円($994,000 \text{円} \times 91.50 / 1000$)
- ② 退職等年金掛金 7,455円($994,000 \text{円} \times 7.50 / 1000$)
- ③ 短期掛金 56,479円($994,000 \text{円} \times 56.82 / 1000$)
- ④ 介護掛金 8,250円($994,000 \text{円} \times 8.30 / 1000$)
(介護掛金は40歳から64歳までの組合員が対象です。)

【短期組合員】

期末・勤勉手当の額563,765円の場合

→標準期末手当等の額563,000円(支給額から1,000円未満を切り捨てて、決定します。)

- ① 短期掛金 31,989円($563,000 \text{円} \times 56.82 / 1000$)
- ② 介護掛金 4,672円($563,000 \text{円} \times 8.30 / 1000$)
(介護掛金は40歳から64歳までの組合員が対象です。)

ぜひ一度、使ってみませんか? **マイナンバーカードの保険証利用**

詳細は厚生労働省WEB サイトをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

